北海道

北海道における地域移行推進に関する取組み

北海道が実施する地域移行推進の取組みについて紹介します。

1 県又は政令市の基礎情報



取組内容

【精神障害者の地域移行・人材育成に関する取り組み】 精神障がい者地域生活支援事業

- 精神障がい者地域生活支援センターの設置
- ・ 地域移行研修の実施

基本情報(都道府県等情報)							
摩書保健福祉園域数(H31年3月時点)					21	か所	
市町村数(H31年3月時点)						179	市町村
人口(H31年3月時点)						277.837	Y
精神科病院の数(H31年3月時点)	精神科病院の数(H31年3月時点)					120	病院
精神科病床数(H31年3月時点)						19.769	床
入院精神障害者数			部	16.650		Y	
(H29年6月時点)	○か日主港 (の・構造製合)				2726	Y	
	3 <i>01</i> 75×1	3か月未満(%:構成割合)				16.4	%
_	3	3か月	以上1年未満			3.759	7
	(%:構成割合)		22.6		22.6	%	
	1年以上(%:構成割合)				10.165	Y	
	1467	. (70	- 情似部口/			61.0	%
		うち	65歳未満			3.635	, L
			65歳以上			6.530	Х
			後3か月時点			63.2	%
退院率 (H28.4~H29.3 NDBベース)	入院後6か月時点				79.2	%	
	入院後1年時点				87.3	%	
相談支援事業所数	基幹相談支援センター数			76		か所	
(H31年3月時点)	一般相談支援事業所数		416		か所		
DISECTION AND ASSESSMENT OF THE PARTY OF THE	特定相談支援事業所数			481		か所	
保健所数(H31年3月時点)	(26			か所
(自立支援)協議会の開催頻度 (H30年度)	(自立支援)協議会の開催頻度				0	0/年	
	精神領域に関する議論を 行う部会の有無		e				
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの	都道	府県	無				か所
構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協	障害保健福祉	圍城	有	21	/	21	か所/障害圏域数
議の場の設置状況(H31年1月時点)	市	町村	有	75	/	179	か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要(全体)

• 道では、入院中の精神障がい者が地域で自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、病院や施設など地域の関係者と連携した支援を推進するため、「精神障がい者地域生活支援事業」として、次の2事業を実施しています。

ア 精神障がい者地域生活支援センター事業(委託)

「精神障がい者地域生活支援センター事業」において、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組として、このセンターが地域生活移行支援協議会の設置・運営を行っており、現在、道内に17ヶ所のセンターを設置し、21障害保健福祉圏域ごとに、北海道や市町村の行政職員、精神科病院、相談支援事業者、福祉サービス事業者及びピアサポーター等、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けています。

設置:北海道精神障がい者地域生活支援センター (21障害保健福祉圏域に17カ所設置)

・内容:地域生活移行支援協議会の運営・開催、ピアサポーターの育成・活用、

精神科病院への支援、地域移行等の普及啓発等

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要(全体)

イ 精神障がい者地域移行研修事業(委託)

地域生活移行支援協議会の業務のひとつに、精神障がい者の支援を推進するために必要な研修の企画立案を位置づけています。

研修の企画立案にあたり、「精神障がい者地域移行研修事業」を実施し、地域移行・地域定着の推進において中核的役割を担う人材を育成する「地域移行エリア別研修」や地域におけるピアサポーター活動の中心となる人材の育成・活動支援を行う「ピアサポーター研修」を通じて、地域包括ケアシステムの構築に向けた側面的な支援も行っています。

- 内容:地域住民等への地域移行等の必要性・重要性の理解促進と ピアサポーターの養成・支援の点から以下の研修会を開催。
 - ① 地域移行研修会
 - ② 地域エリア別研修会
 - ③ ピアサポーター研修会

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- ・平成16年に国が策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、 精神障がい者の"入院医療中心から地域生活へ"の移行が国の基本的施策と されました。
- ・これを受けて、北海道では、平成16~17年度に精神障がい者への退院 促進支援に係るモデル事業を道内2圏域で実施し、その成果を踏まえて、 平成18年度から「精神障がい者地域生活支援事業」を実施しております。
- ・本事業では、圏域ごとに設置されたセンターによる地域支援・地域の連携 促進(精神障がい者地域生活支援センター事業)、また、精神障がい者の 退院促進に係る支援者の養成(精神障がい者地域移行研修事業)を両輪とし、 入院中の精神障がい者の地域移行促進に取り組んでいます。
- 道では、今後も「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を 念頭に置き、法改正等に応じた必要な見直しを行いながら、本事業の実施を 継続していく考えです。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

<平成30年度までの成果・効果>

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (H30年度当初)	実績値 (H30年度末)	具体的な成果・効果
①精神障がい者地域移行研修事業を通じ、精神障がい者の地域移行に係る理解促進と地域の支援人材の確保に取り組む。	研修を引き続き継続する。	前年度同様に研修を実施。	各圏域での地域の理解促進を図る地域移行研修、道内3カ所での中核的役割を行う人材養成のための地域移行エリア別研修、地域におけるピアサポーターの養成活動の支援を目的としたピアサポーター研修を実施。
②協議の場を設置	市町村設置数 の増加	75市町村	各保健所等協力のもと設置に向けた取組を 実施しているが、市町村での協議の場は4 割程度にとどまっており、増加はしていない。 改めて、市町村設置増加に向けて検討して いく。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

道内17カ所に設置する「精神障がい者地域生活支援センター」を中心に、圏域毎の課題を明確にして、当事者支援を行っている。(地域の民間法人への事業委託により、圏域の特性を活かした支援が実施可能。)

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)		
第5期北海道障がい福祉計画の	切送の担 効果性についての主味せ	行政	協議の場設置についての市町村調査・分析	
目標である平成32年度までに全 圏域、全市町村に保健・医療、福 祉関係者による協議の場を設置 することしているが、市町村につ いては75市町村の設置にとど まっている。	協議の場設置状況についての市町村 調査・分析を行い、既に設置済の市町 村のプロセス等を未設置市町村へ情報 提供を行う。	医療	協議の場に参画	
		福祉	協議の場に参画	
		その他関係機関・住民等		
全道域での研修会実施など、効 果的な普及啓発事業の実施の検 討が必要。	国主催の普及啓発事業を参考に、全道	行政	国主催の啓発事業の情報収集	
	域での研修会等を実施を検討し、次年	修会等を実施を検討し、次年 医療 研修:	研修会等の開催時の参画	
	度の構築支援事業の活用を検討してい く。	福祉	研修会等の開催時の参画	
		その他関係機関・住民等	研修会等の開催時の参画	

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和元年度末)	見込んでいる成果・効果
①協議の場の設置	75市町村	現状値より増加	調査・分析を行うことでの、設置数の増加
②普及啓発事業の検討	開催の検討中	開催の準備	研修等を実施することで、地域住民等の理解 促進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた 今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
6月~ 8月~	① 協議の場 "	・協議の場設置状況について市町村調査・分析 ・調査分析結果を取りまとめ、保健所及び市町村へ情報提供 分析結果を踏まえた、未設置市町村への働きかけ
	② 普及啓発事業	・全道域での研修会実施を検討。
通年	・精神障がい者地域 生活支援センター事業	精神障がい者地域生活支援センターの運営について、引き続 き地域の法人に委託し、地域の当事者の支援を継続する。
	・精神障がい者地域 移行研修事業	研修により、地域移行の必要性・重要性の理解促進を進めるとともに、精神障がい者の地域移行を進める上で中心となる支援者やピアサポーターの養成を行う。